# 甲斐市への給与支払報告書提出時の注意事項

**ここでは、甲斐市に提出していただく給与支払報告書の記入上の注意事項について記載します。**
**給与支払報告書の詳しい記入方法については、国税庁ホームページでご確認ください。**

## ●給与支払報告書提出時の注意事項

- 給与支払報告書は**総括表（１枚）、個人別明細書（１人につき１枚）を甲斐市に提出してください。**
- 報告対象者は**給与の支払を受けている従業員（正社員、パート、支払額にかかわらず全員）及び支払を受けていた退職者についても提出してください。**
- プリンター等で印字する場合は、**必ず該当する枠の中に打ち出されているか確認してください。**数字や記号がずれていたり、枠線にかかっていたりすると、税額算定に誤りが生じますので**印字のズレ等を必ず修正してから提出してください。**
- 令和９年１月１日時点で、甲斐市に住民登録がある従業員がいない場合は、甲斐市への給与支払報告書の提出は不要です。

## ●給与支払報告書記載時の注意事項

**①個人番号欄…**記載漏れがないよう必ず記載してください。
**②住所欄…**受給者の**令和９年１月１日現在の住所**を記載してください。ただし、住民登録と実際の住所が異なる場合は摘要欄に住民登録されている住所を記載してください。
**③氏名欄…**該当者特定のために、**氏名のフリガナ、右下の「受給者生年月日」は、必ず記載してください。**外国人についてはフルネームで記載してください。
**④給与所得控除後の金額欄**…給与の収入金額が 220 万以下の受給者については、**６５万円の最低保障額が７４万円に引き上げられました。**詳細は**国税庁のホームページ「令和８年分年末調整のしかた」**を参照して下さい。
**⑤（源泉）控除対象配偶者・控除対象扶養親族及び特定親族特別控除の数等欄**…
（源泉）控除対象配偶者が７０歳以上（昭和３２年１月１日以前に生まれた人）の場合は老人欄にも「○」を記載してください。控除対象扶養親族及び特定親族特別控除の適用人数、１６歳未満扶養親族の数についても記載してください。
**⑥非居住者である親族の数欄…**国内に住所を有しない控除対象扶養親族の人数を記載してください。
**⑦特定親族特別控除について**…受給者が特定親族を有し、特定親族特別控除の適用を受ける場合には、その特定親族特別控除の合計した控除額を記載してください。※⑯も合わせて参照してください。
**⑧社会保険料等の金額欄…**控除した社会保険料等の金額を記載してください。小規模企業共済等掛金がある場合は、上段に掛金を（○○○円）と記載し、下段には小規模企業共済等掛金も含めた合計額を記載してください。また、**給与から支払った以外の社会保険料（国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料等）を含めている場合は摘要欄に種類・支払金額をそれぞれ記載してください。**
**⑨摘要欄…**
１）**「普通徴収」の場合は、「切替理由書」に記載されている理由に対応する記号（普Ａ～普Ｆ）を必ず記載してください。**
２）**支払額等に前職の収入が含まれている場合は支払者、退職年月日、金額（支払額・社会保険料・源泉徴収税額）を必ず記載してください。**記載が無い場合は、税額算定に誤りが生じる場合があります。
３）５人目以降の扶養親族がいる場合は氏名（フリガナ）を記載してください。その場合、⑯欄右側に記載する個人番号との関係がわかるようにしてください。
４）受給者と住所が異なる配偶者及び扶養親族がいる場合、該当する人の氏名、続柄、生年月日、住所を下記例のように記載してください。なお、住所は令和９年１月１日現在の住民登録されている住所を記載してください。【例：甲斐（カイ）　葵（アオイ）（子・令和７年 10 月 10 日：○○県△△市□□1 番地 2)】
**⑩生命保険料欄…**支払のあるすべての保険料について記載してください。「新生命保険料の金額」「旧生命保険料の金額」「介護医療保険料の金額」「新個人年金保険料の金額」「旧個人年金保険料の金額」欄に**それぞれ支払った金額を記載します。**記載漏れや誤った金額の場合、市・県民税において生命保険料控除を正しく計算できません。**「生命保険料の控除額」欄には控除金額を計算して記載してください。**
**⑪住宅借入金等特別控除欄…**住宅借入金等特別控除の適用を受けた人については、**居住の用に供した年月日を記載してください。**また、住宅借入金等特別控除額が算出税額を超えるため、年末調整で控除しきれない控除額がある場合には、**「住宅借入金等特別控除可能額」「住宅借入金等特別控除区分」を必ず記載してください。記載がない場合は市・県民税への適用ができません。**

**⑫配偶者の合計所得欄…**配偶者特別控除の適用を受ける場合は、配偶者の令和８年中の**「合計所得金額」**を記載してください。**※収入金額ではありません。**
**⑬旧長期損害保険料欄…**支払った保険料の金額を記載してください。
**⑭基礎控除の額欄…令和８年度税制改正により、基礎控除の見直しが行われました。受給者の合計所得金額に応じて基礎控除額が変わります。国税庁のホームページ「令和８年分年末調整のしかた」を参照していただき金額を記載してください。**
**⑮所得金額調整控除額欄…**該当者は記載してください。
**⑯（源泉・特別）控除対象配偶者及び控除対象扶養親族欄…**個人番号及び対象者の氏名のフリガナを必ず記載してください。扶養親族欄に書ききれない５人目以降の対象者がいる場合も摘要欄へ必ず記載してください。
なお、国外居住者を扶養対象者とする場合は区分欄に「０１～０４」を記載してください。また、特定親族特別控除を適用した場合は、控除額に応じた区分を記載してください。
**１６歳未満の扶養親族は控除の対象にはなりませんが、障害者控除は適用になります。また、住民税の非課税限度額の算定基礎になります。　※⑤で記載する扶養対象親族等の人数は⑨と⑯に記載した人数と一致します。**
**⑰本人障害者欄**…障害者手帳等の写し（控）を取るなど必ず内容を確認してください。
**⑱寡婦・ひとり親欄…**令和２年分からひとり親に対する控除が設けられ、併せて寡婦（夫）の控除も見直しとなりましたので、ご注意ください。寡婦控除とひとり親控除は同時に適用できません。
**⑲支払者欄…**支払者（事業者）の法人番号又は支払者の個人番号を必ず記載してください。

個人番号（マイナンバー）を必ず記載してください。

扶養親族数を記載したら、必ず扶養親族の氏名及び個人番号を併せて記載してください。令和８年度税制改正により所得要件の改正が行われました。国税庁のホームページを参照してください。

令和８年度税制改正により23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例が創設されました。計算誤りにご注意ください。

令和８年度税制改正により基礎控除の見直しが行われました。国税庁のホームページを参照していただき控除額を記載してください。

特定親族特別控除を適用した場合は、控除額に応じた区分を必ず記載してください。
非居住者の扶養親族の方がいる場合、必ず区分欄に「０１～０４」を記載してください。

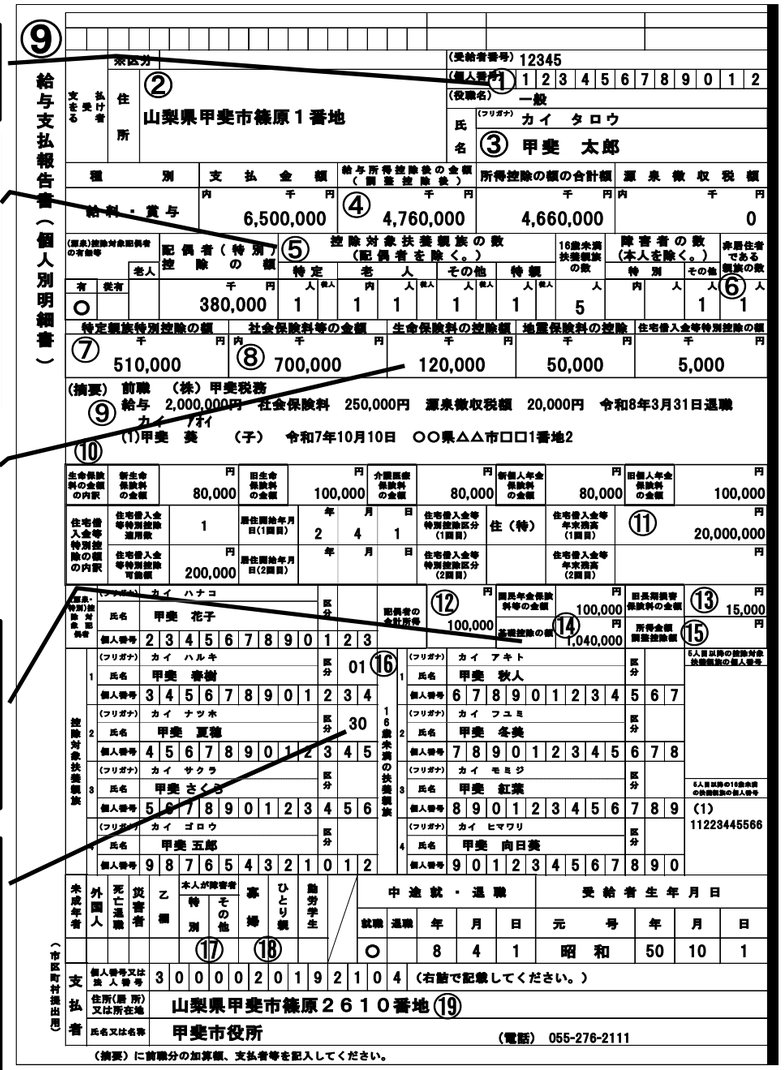

## ●給与支払報告書の総括表・区分表の書き方等の注意事項

**1　総括表について**

・機械で読み込みを行うため、必ず今回送付した**「甲斐市専用」総括表をお使いください。**

・会計事務所等に依頼される場合は、「甲斐市専用」総括表を渡していただき、必ず使用していただくようお願いしてください。**一般の総括表で提出する場合も必ず「甲斐市専用」総括表を一緒に提出していただくようお願いしてください。**

・総括表に印字されている所在地、名称等の**変更があった場合は赤字訂正してください。**
また、**現在と令和９年度の納入書の要・不要の変更がある場合は赤字訂正した「甲斐市専用」総括表の提出が必要です。**提出された「甲斐市専用」総括表を確認して登録内容を訂正します。

・事業所種別が個人の場合は屋号を記載してください。なお、事業所種別が個人の場合、給与支払者の個人番号を記載してください。

**2　区分表（仕切り用紙）について**

・総括表に書かれた特別徴収者・普通徴収者の人数と特別徴収・普通徴収に分けた給与支払報告書の枚数が一致するよう、提出前に再度確認してください。

・区分表は特別徴収者、普通徴収者を区別するための用紙です。給与支払報告書を提出の際には、**次のイメージ図のとおりに並べてください。**

**給与支払報告書提出時のイメージ図**

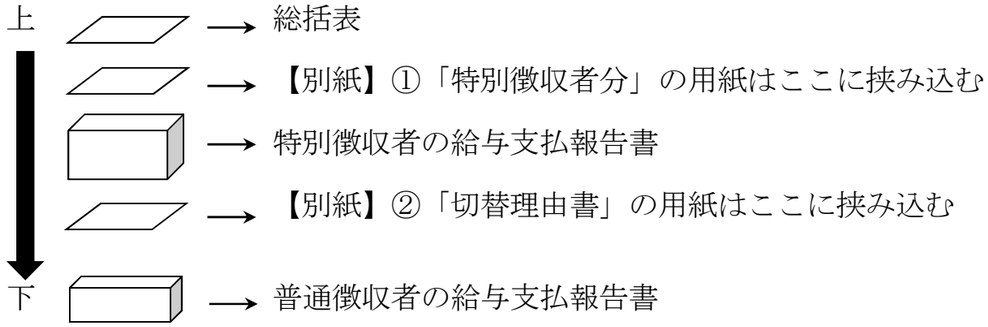


**3　個人住民税の普通徴収への切替理由書について**

・山梨県内全市町村で連携して法令に基づく特別徴収に取り組んでいます。
提出された給与支払報告書が普通徴収と記載があっても、切替理由に該当しない場合は地方税法の規定のとおり特別徴収に変更し、５月中旬に送付される特別徴収税額決定通知書には特別徴収対象者として記載され、特別徴収の義務が発生いたしますので予めご了承ください。

・光ディスク等媒体で提出する場合は「切替理由書」の添付は不要ですが、「給与支払報告書」の**摘要欄に必ず対応する切替理由項目（普Ａ～普Ｆ）を入力してください。**入力がない場合や切替理由にあたらない場合は特別徴収となります。なお、個人や事業所の都合で普通徴収を選択することはできませんのでご注意ください。

・**甲斐市で普通徴収への切替理由に該当しないと判断した場合は特別徴収に変更します**が、その旨を各事業所へ随時連絡することは原則ありません。

・他都道府県、他市区町村で普通徴収に認められている場合でも、地方税法３２１条の４において各自治体（市区町村長）において指定すると定められているため、他自治体の徴収状況は切替理由としては該当しません。

・普通徴収への切替理由につきましては、同封の「②個人住民税普通徴収への切替理由書」下部記載の「※重要」及び右ページの「切替理由の主な注意点」をよくお読みください。

## ●源泉徴収票のみなし提出の特例について

令和９年１月１日以降に提出すべき令和８年分以後の給与所得者の源泉徴収票について、給与支払報告書を市町村へ提出した場合は税務署への提出が不要になります。詳細は国税庁ホームページをご確認ください。

**【切替理由の主な注意点】**

**普Ａ）「総受給者数（専従者・乙欄・退職者を除いた合計）が２名以下」**

・甲斐市民のみの人数ではなく給与支払があった従業員全員の人数で判断します。

・普Ｃ、普Ｄの理由の該当者も人数にカウントします。

**普Ｂ）「他の事業所で特別徴収・普通徴収として扱う乙欄該当者」**

・主に働いている他の事業所で年末調整が行われていれば可能ですが、「自分で確定申告をするため」や「年末調整をしない」などは乙欄適用の理由にはならないため選択不可です。

**普Ｃ）「毎月の給与が少なく、税額が引けない」**

・給与の支払金額が**１１２万円以下の収入**であれば選択可能ですが、所得税が非課税だからという理由では選択不可です。(他に給与があって合算すると１１２万円を超える場合は特別徴収になるため選択不可です。)

**普Ｄ）「給与の支払期間が不定期」**

・年俸制、半年払い、日払いなど毎月（月単位）の支払いがない場合のみ選択可能です。

**普Ｅ）「普通徴収として扱う事業専従者（個人事業主のみ該当）」**

・家族経営であっても法人として給与を支払った場合は専従者ではありません。

**普Ｆ）「退職者・退職予定者（５月末日まで）」**

・退職予定は退職予定日を給与支払報告書の摘要欄に必ず記載してください。

・年間契約雇用者については確実に契約更新しないと見込まれる場合のみ退職予定者としてください。

## ●電子データ（ｅＬＴＡＸ、光・磁気ディスク）による提出について

1　甲斐市ではｅＬＴＡＸ（電子申告）を利用して給与支払報告書が提出できます。自宅や事務所のパソコンから送信でき、郵送などの手間が省けますので、ぜひご利用ください。詳しくはｅＬＴＡＸホームページをご覧ください。また、光・磁気ディスクによる提出は給与支払報告書を個別に印刷する手間が省けます。

2　**令和６年度からｅＬＴＡＸ（電子申告）を利用して給与支払報告書を提出した場合、特別徴収税額通知（義務者用・納税義務者用）の受取方法として、電子データでの受取が可能になりました。受取方法は、「電子データ」もしくは「紙」いずれか一方のみとなります。提出する際は、希望する受取方法に誤りがないか確認してから提出してください。**

3　**普通徴収の場合は摘要欄に必ず切替理由を記載してください。**記載のない場合や切替理由に該当しないと判断した場合は特別徴収に変更します。

4　**支払額等に前職分が含まれている場合は摘要欄に支払者、退職年月日、金額（支払額・社会保険料・源泉徴収税額）を必ず記載してください。**記載がない場合は、税額算定に誤りが生じる場合があります。

5　**光・磁気ディスクで提出する場合は「甲斐市専用」総括表を別途提出してください。**
**（１）事業所所在地や名称等変更がある場合は赤字訂正した「甲斐市専用」総括表を提出してください。**
**（２）現在と令和９年度の特別徴収納入書の要・不要が異なる場合は納入書の要・不要欄のいずれかに○印を付けたうえで「甲斐市専用」総括表を提出してください。**
**※以上（１）（２）については、提出された「甲斐市専用」総括表に基づき、対応することとします。**

## ●その他事項

1　**給与支払報告書提出以降から５月までに退職、転勤等の異動があった場合には、速やかに「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」の提出をお願いします。**提出がないと市・県民税の誤納付の原因となります。

2　令和９年５月中旬に特別徴収事業所に「税額通知書(２種類)」「納入書(年間分)」を送付します。**送付した書類は、すぐに開封し、内容の確認をしてください。通知に記載されている人が既に退職や転勤している場合には、その人の税額等に関係なく異動届を提出してください。**遅くなりますと、個人の支払いに負担がかかりますので遅滞なく提出してください。

3　**様式はＡ５サイズとなっていますので、必ずＡ５サイズで提出してください。**
また、**提出の際は再度個人番号及び法人番号等が記載してあるか確認してください。**

4　国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合は、当該親族に係る親族関係書類や送金関係書類を提出(提示)することとなっています。詳しくは国税庁ホームページを確認のうえ、適切な手続きをお願いします。

5　給与支払報告書の提出について不明な点等ありましたら、下記問合せ先へご連絡ください。

**■給与支払報告書提出期限…令和９年２月１日(月)**

**甲斐市　税務課　市民税係　電話０５５（２７８）１６６３（直通）**